石川県スキー連盟 代表選手等選考規程

(目 的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟(以下本連盟という)が各種全国大会に出場する選手等を選 考するうえで公正かつ透明性の確保を図ることを目的とする。

(選考基準)

- 第2条 選考基準は、本連盟専門部会毎に定めその基準は次による。
 - 1) 競技本部
 - (1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考基準について
 - ①国体予選会で、国体出場枠数の上位となる順位の者は、成績により選出する。
 - ②当該シーズンのナショナルチーム国内指定選手は参加出場権を有する。
 - (2) 全日本選手権大会の選考基準について
 - ①SAJポイントで出場資格のある者。
 - ②国体予選会で成績上位の者で、各競技部から推薦を受けた者。
 - (3) ジュニアオリンピック大会の選考基準について

「アルペン]

- ①白峰GS大会上位者より小学生・中学生の県枠出場権(GS競技)を与える。
- ②石川 S L 大会上位者より中学生の県枠出場権 (S L 競技)を与える。

[ノルディック]

- ①石川県中学校スキー大会、石川県高等学校スキー選手権大会で成績上位の者で、 中体連、高体連から推薦を受けた者。
- 2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考委員会及び選考委員の構成)

- 第3条 選考委員会は各専門本部で開催し、その構成は、次による。
 - 1) 競技本部
 - (1) 国民体育大会冬季大会スキー競技会の選考委員本連盟会長、理事長、副理事長、競技本部長、競技副本部長、 各競技部長、各競技強化委員長とし選考委員長は、理事長が務める。
 - (2) その他の大会の選考委員 競技本部強化部の競技別の部員とし、選考委員長は、強化部の各競技別の部長若しくは チーフコーチが務める。
 - 2) 教育本部

別途予選会大会要項において定める。

(選考結果の承認および公表)

- 第4条 各選考委員会は、国民体育大会出場選考を除き選考結果について、理事長に報告し会長の承 諾を得るものとする。
 - 2 国民体育大会出場選手については、本連盟から(公益財団法人)石川県体育協会(以下県体協という)へ代表選手を推薦するもので、選考および公表は県体協が行う。
 - 3 選考委員会は、選考結果を速やかに公表するものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年10月24日から実施する。